

受動喫煙防止に関する条例を制定している都道府県の状況

No	都道府県	名称	制定	特徴（法を上回る規制を一部抜粋）
		改正健康増進法	平成30年7月	・第一種施設は、原則敷地内禁煙。ただし、特定屋外喫煙場所を設置できる。 ・第二種施設は、原則屋内禁煙。ただし、既存特定飲食提供施設は別に法律で定める日までの間、喫煙可能室を設置できる。
1	北海道	北海道受動喫煙防止条例	令和2年3月	・第一種施設のうち、学校、児童福祉施設等は特定屋外喫煙場所を設置できない。 ・公園など多数の方が利用する屋外施設は、20歳未満の方や妊婦に受動喫煙を生じさせないよう特定屋外喫煙場所を定めると同等の措置を講ずるよう努める。
2	青森県	青森県受動喫煙防止条例	令和5年3月	・学校や児童福祉施設等は特定屋外喫煙場所を設置しないよう努める。
3	秋田県	秋田県受動喫煙防止条例	令和元年7月	・第一種施設のうち、学校、児童福祉施設等子どもが主に利用する施設は、完全敷地内禁煙。 ・既存特定飲食提供施設のうち、親族及び家事使用人を除き従業員を雇用する施設は、令和7年4月以降、喫煙可能室を設置できない。
4	山形県	山形県受動喫煙防止条例	平成30年12月	・第一種施設のうち、学校、児童福祉施設、診療所等は特定屋外喫煙場所を設置しないよう努める。 ・第二種施設のうち、バスターミナル、銀行、スポーツ施設等は喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室を設置しないよう努める。
5	福島県	ふくしま受動喫煙防止条例	令和3年3月	・学校、児童福祉施設等、子どもが主として利用する施設は特定屋外喫煙場所を設置しないよう努める。 ・喫煙する人は、家庭等の子ども、妊婦等が利用している場所や同室の空間や車内で喫煙しないよう努める。 ・喫煙をする人は、子どもや妊婦など受動喫煙により健康を損なう恐れが高い人が主として利用する施設周辺の路上、通学時間帯の通学路で喫煙しないよう努める。
6	栃木県	健康長寿とちぎづくり推進条例	平成25年12月	【法を上回る規制なし】
7	群馬県	群馬県がん対策推進条例	平成22年12月	【法を上回る規制なし】
8	埼玉県	埼玉県受動喫煙防止条例	令和2年3月	・既存特定飲食提供施設のうち、親族及び家事使用人を除く従業員を雇用していない場合や、全ての従業員から書面による承諾を得た場合でなければ、喫煙可能室を設置してはならない。
9	東京都	東京都受動喫煙防止条例	平成30年4月	・第一種施設のうち、保育所、幼稚園、学校（大学は除く）等は特定屋外喫煙場所を設置しないよう努める。 ・従業員（同居の親族及び家事使用人を除く）を雇用する既存特定飲食提供施設は、喫煙可能室の設置不可。 ・屋内全面禁煙の飲食店は、当該施設内には喫煙場所がないことを示す標識を店頭に掲示しなければならない。
10	神奈川県	神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例	平成21年3月	・運動施設、百貨店、老人ホーム等県が指定する施設は、指定たばこ専用喫煙室を設置してはならない。
11	富山県	富山県がん対策推進条例	平成24年12月	【法を上回る規制なし】
12	静岡県	静岡県受動喫煙防止条例	平成30年10月	・学校、保育所等は、特定屋外喫煙場所を設置しないよう努める。 ・飲食提供施設は、禁煙である場合、喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室を設置されている場合は、標識を掲示しなければならない。
13	大阪府	大阪府受動喫煙防止条例	平成31年3月	・従業員を雇用する飲食店は、客席面積に関わらず原則屋内禁煙に努める。 ・既存特定飲食提供施設のうち、客席面積が30㎡を超える施設は、令和7年4月以降、喫煙可能室を設置できない。
14	兵庫県	受動喫煙の防止等に関する条例	平成24年3月	・既存特定飲食提供施設が喫煙可能室を設置する場合、喫煙区域に子ども及び妊婦の立ち入り禁止を掲示（表示）しなければならない。 ・20歳未満の方や妊婦と同室する住宅の居室内、同乗する車内では喫煙できない。 ・妊婦の喫煙禁止。
15	和歌山県	和歌山県20歳未満の者の喫煙の防止に関する条例	平成20年3月	・学校及び児童福祉施設の敷地内における喫煙を禁止するよう必要な措置を求める。（運用として学校及び児童福祉施設の敷地内に特定屋外喫煙場所を設置させていない。）
16	鳥取県	鳥取県がん対策推進条例	平成22年6月	【法を上回る規制なし】
17	岡山県	岡山県受動喫煙防止条例	令和2年3月	・既存特定飲食提供施設のうち、20歳未満の方及び親族を除く従業員を雇用している施設は、屋内全てを喫煙可能室としないよう努める。 ・既存特定飲食提供施設の管理権原者は、従業員が長時間喫煙可能室で従事しないよう努める。
18	広島県	広島県がん対策推進条例	平成27年3月	・学校、児童福祉施設等は、屋外に喫煙場所を設置できない。 ・遊具のある公園、横断歩道等やその付近では喫煙しないよう努める。
19	山口県	受動喫煙防止の取組の推進に関する条例	平成30年10月	【法を上回る規制なし】
20	徳島県	徳島県がん対策推進条例	平成22年3月	【法を上回る規制なし】
21	宮崎県	みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例	平成17年3月	・道路、公園、駅等の公共の場所では、歩行時、自転車の運転時、吸い殻入れを携帯していない時は、喫煙しないよう努める。